

理事 森田 泰雄
理事 持田 行雄
理事 小久保 錦一
理事 佐久間 孝光
監事 安藤 元久
監事 峯 岩男

附 則

この定款は、平成24年1月23日から施行する。

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

この定款は、平成28年7月22日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。